

**令和7年度実施
高等専門学校機関別認証評価
評価報告書**

沼津工業高等専門学校

令和8年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

I	認証評価結果	1
II	基準ごとの評価	2
	領域1 教育の内部質保証システム	2
	領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	4
	領域3 学習環境及び学生支援等	6
	領域4 財務基盤及び管理運営	8
	領域5 準学士課程の教育活動の状況	10
	領域6 専攻科課程の教育活動の状況	15

I 認証評価結果

沼津工業高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準に適合している。

【判断の理由】

高等専門学校評価基準を構成する37の基準のうち、基準3-1、基準5-6及び基準6-6を除くすべての基準を満たしている。

基準3-1、基準5-6及び基準6-6については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目である基準1-1、基準1-2及び基準1-3をすべて満たしており、訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、教育研究活動等の運営に重大な懸念が認められず、教育研究活動等の質を確保している状況にある。

<改善を要する点>

- 実習工場の設備利用規程が定められていない。(基準3-1)
- 実習工場の安全通路の線引きがされていないところがある。(基準3-1)
- 一部の学修単位科目において、授業時間外の学修についての評価が適切に行われていない。(基準5-6)
- 一部の授業科目において、レポート提出・小テスト受験をしていない学生の成績評価が適切に行われていない。(基準5-6)
- 成績評価資料の事後確認が十分に行われていない。(基準6-6)

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 未来創造ラボラトリーの設置による地域の新産業で活躍する人財育成と地域産業振興の核となる中小企業の研究開発・人財育成を促進しており、また地域協力による「専攻科実験」を実施し、人財育成に努めている。加えて、「静岡県東部テクノフォーラム in 沼津高専」を継続的に実施し、地域と連携した活動に活発に取り組んでいる。(基準4-2)
- 4年次の学科共通科目「社会と工学」ではPBL型授業を実施し、地域社会が抱える問題・課題を見出し、問題点について工学的な問題解決方法を提案しており、起業家マインド醸成に結び付く取組である。これを踏まえ、5年次の「社会と産業」では、全学科の学生に対してスタートアップ教育を実施し、学生7人が起業するに至っている。(基準5-3)

Ⅱ 基準ごとの評価

<p>領域 1 教育の内部質保証システム</p> <p>基準</p> <p>1-1 【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること。</p> <p>1-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針*を踏まえて明確に規定されていること。</p> <p>*卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）（以下、「DP」という。） 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）（以下、「CP」という。） 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「AP」という。）</p> <p>1-3 【重点評価項目】 自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること。</p>
--

基準 1-1

【評価結果】 基準 1-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

当校では、教育活動を中心とした総合的な状況について、毎年度、自己点検・評価を実施するための方針として自己点検・評価に関する基本方針を定め、自己点検・評価の実施体制として副校長を責任者とする自己点検・評価委員会が設置されている。自己点検・評価項目一覧表（担当部署含む）、自己点検・評価項目チェックシート及びアンケート担当部署一覧は、自己点検・評価に関する基本方針に規定されている。なお、自己評価書提出時点では、自己点検・評価項目一覧表（担当部署含む）、自己点検・評価項目チェックシート及びアンケート担当部署一覧は自己点検・評価に関する基本方針に規定されていなかったが、令和7年12月までに規定されている。

また、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針として自己点検・評価に関する基本方針が定められ、その実施体制として、副校長を責任者とする自己点検・評価委員会が設置されている。

基準 1-2

【評価結果】 基準 1-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー。以下、「DP」という。）が学校の目的に基づき定められていること、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー。以下「CP」という。）が学校の目的及びDPと整合性をもって定められていること、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー。以下「AP」という。）が学校の目的に基づき定められていること、学習成果の達成がDPの求める卒業（修了）に必要な水準となっていることを内部質保証体制が確認する手順は、自

自己点検・評価に関する方針に定められている。なお、自己評価書提出時点では、これらの手順は自己点検・評価に関する方針に定められていなかったが、令和7年12月までに定められている。

教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが自己点検・評価に関する方針に定められている。なお、自己評価書提出時点では、このことが自己点検・評価に関する方針に定められていなかったが、令和7年12月までに定められている。

施設・設備、学生支援に関して行う自己点検・評価の基準・項目等が、自己点検・評価に関する基本方針に定められている。なお、自己評価書提出時点では、施設・設備、学生支援に関して行う自己点検・評価の基準・項目等が自己点検・評価に関する方針に定められていなかったが、令和7年12月までに定められている。

自己点検・評価の実施に際して、教員、職員、在学生、卒業（修了）時の学生、卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生、保護者、中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者からの意見が反映されるものとなっている。なお、自己評価書提出時点では、関係者の意見を聴取する仕組みが自己点検・評価に関する方針に定められていなかったが、令和7年12月までに定められている。

自己点検・評価は、学校関係者及び学外関係者からの意見聴取、外部有識者による検証の結果を踏まえて実施されている。なお、自己評価書提出時点では、保護者から聴取した意見への対応及び卒業生・修了生から聴取した意見への対応について、それぞれの担当委員会で審議・承認し、上部委員会に報告し審議・承認されていなかったが、令和7年12月までにそれぞれの担当委員会で審議・承認し、上部委員会に報告し審議・承認されている。

内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認するとともに必要な対処方法を決定する手順は、すべての場合について自己点検・評価に関する基本方針に定められている。

基準1-3

【評価結果】基準1-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

前回の機関別認証評価において改善を要する点として指摘された事項については対応が行われている。なお、自己評価書提出時点では、卒業生・修了生及び保護者から聴取したそれぞれの意見への対応を審議・承認し、上部委員会に報告し審議・承認されたことが確認できず、前回の機関別認証評価で「改善を要する点」として指摘された、「学校の構成員及び関係者等からの意見聴取が十分とはいえない。」について適切に対応していない状況がみられたが、令和7年12月までにそれぞれの意見への対応を審議・承認し、上部委員会に報告し審議・承認されている。

自己点検・評価や第三者評価の結果に基づいて改善に向けた取組が行われており、校長補佐（ダイバーシティ担当）の役職を置き女性教員を充てる等の改善が行われている。

領域2 教育組織及び教員・教育支援者等

基準

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていること。
- 2-3 教育活動を展開する上で必要な教員が適切に配置されていること。
- 2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること。
- 2-5 教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

基準2-1

【評価結果】基準2-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

準学士課程には、機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、制御情報工学科、物質工学科が設置されている。学科の構成は、学校の目的及びDPと整合性を有している

専攻科課程には、総合システム工学専攻（環境エネルギー工学コース、新機能材料工学コース、医療福祉機器開発工学コース）が設置されている。専攻の構成は、学校の目的及びDPと整合性を有している。

基準2-2

【評価結果】基準2-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教務に関する事項を審議する組織として教務委員会、学生支援に関する事項を審議する組織として学生委員会、入学試験に関する事項を審議する組織として入試室、専攻科に関する事項を審議する組織として専攻科運営委員会が設置され、教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されている。

教育研究活動を全校的に審議し又は実施する組織として、運営会議が設置されており、運営会議規則には、構成員、審議事項、当該組織及び議事の運営に関する事項、その他の必要な事項が定められている。

基準2-3

【評価結果】基準2-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

当校では専任教員制度が採用されており、準学士課程では、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）で必要とされる一般科目担当及び専門科目担当の教員数が確保されている。

当該課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていることについては、大学改革支援・学位授与機構による特例適用専攻科認定の際に確認されている。

教員の配置に当たっては、教育研究水準の維持・向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢あるいは性別に著しく偏ることのないように配慮されている。

基準 2-4

【評価結果】基準 2-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員（専任教員以外の教員を除く。）の採用・昇任に関する基準が、法令に従い人事委員会規則、教員人事の基本方針、教員選考規則及び教員の昇任及び採用時の職階に関する指針に定められており、採用・昇任に当たっては、教員選考規則及び教員の昇任及び採用時の職階に関する指針に定められた判断方法により、教育経歴、実務経験、研究業績等が配慮されている。

教員（専任教員以外の教員を除く。）に対して、教員評価規則に基づき、校長による教育上の能力や活動実績に関する評価を毎年度行う体制が整備されている。

また、把握した評価結果を基に、給与における措置、表彰を行うことが、教員評価に基づく昇給、勤勉手当、顕彰の実施要項に定められている。

学校として授業の内容及び方法の改善を図るためにFD・SDに関する内規が定められており、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制として、副校長（総務主事）が毎年度実施計画の原案を策定し連絡調整会議で調整の上で運営会議に諮ることとされており、毎年度FDが実施されている。

令和6年度においては、「教職員の協働への意識醸成：新任教員の研究紹介1」、「情報の受け取り手に届くようなPRについて」、「学科改組について」、「高専が抱える課題」等が行われている。

基準 2-5

【評価結果】基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育支援者（事務職員、技術職員、図書館職員等）が法令に従い適切に配置されている。

図書館については、その機能を十分に発揮するために、司書資格を有する事務職員が配置されている。

教育支援者（事務職員、技術職員、図書館職員等）の資質の維持、向上を図るため、令和6年度においては、「情報の受け取り手に届くようなPRについて」、「学科改組について」等が行われており、令和5年度においては、技術部内研修（テーマ：物品検査改善）、東海・北陸・近畿地区国立高等専門学校技術長会議等が行われている。

領域3 学習環境及び学生支援等

基準

- 3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること。
- 3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること。

基準3-1

【評価結果】基準3-1を満たしていない。

【評価結果の根拠・理由】

当校は、設置基準を満たす校地・校舎面積が確保されている。設置基準に定められた必要な施設が校舎に備えられ、附属施設として、実験・実習工場が整備されている。また、厚生施設、コミュニケーションスペース、自主的学習スペースが設けられている。

これらの施設・設備については、危機管理規則に基づき安全衛生管理体制が整備されている。

学生が実験・実習工場を利用するに当たっては、各授業の初期段階で学生に対して安全教育が行われている。

また、施設・設備のバリアフリー化の配慮が行われている。

しかし、実習工場の設備利用規程が定められていない。加えて、実習工場の安全通路の線引きがされていないところがある。

設置基準に定められている図書館が備えられており、図書館資料収集方針に基づき、図書 67,825 冊（うち、外国書 16,227 冊）、学術雑誌 2,771 種（うち、外国書 2,536 種）、電子ジャーナル 2,208 種（うち、外国書 2,208 種）、視聴覚資料 85 点を所蔵するなど、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理され、教職員や学生に有効に活用されている。

【改善を要する点】

- 実習工場の設備利用規程が定められていない。（観点3-1-②）
- 実習工場の安全通路の線引きがされていないところがある。（観点3-1-②）

基準3-2

【評価結果】基準3-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活に係る指導、相談、助言等の体制として、学生相談室、保健室、相談員やカウンセラーの配置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内等が高等専門学校設置基準、ハラスメント防止等に関する規則に基づき整備され、学生に対して周知されている。

健康相談・保健指導が行われており、健康診断が毎年度、実施されている。

また、いじめ対策委員会規則及びいじめ防止等基本計画を定めることにより、いじめの防止、早期発見及び対処等に関する体制が整備されている。

留学生、編入学生、障害のある学生の学習及び生活に対して、留学生に関しては国際室により、編入学

生に関しては主事及び関係教職員と連携して一貫した指導を行う指導教員（学級担任又は学科長）により、障害のある学生に関しては学生生活支援室により、それぞれの支援体制が整備されている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に対応し、合理的な配慮を行う体制が整備されている。

就職や進学等については、キャリア支援室による進路指導を含めたキャリア教育の体制が整備されており、キャリア教育に関する研修会・講習会の実施、進路先（企業）訪問、資格取得による単位修得の認定、外国留学に関する手続きの支援及び単位認定、海外の教育機関等との交流協定の締結の取組が行われている。

学生寮が整備され、寮務委員会による管理・運営体制の下、生活の場として居室、食堂、補食室、共同浴場、洗濯室等が整備されているとともに、勉学の場として学習室が設置され、自習時間が設定されている。

また、学生と教員の情報交換会により、学生の意見等を把握し、学生寮の改善を図る体制が整備されている。

学生に対する経済面での援助として、相談・助言、奨学金の貸与等、入学金・授業料の減免等、緊急時の貸与等が実施されている。

領域4 財務基盤及び管理運営

<p>基準</p> <p>4-1 財務運営が学校の目的に照らして適切であること。</p> <p>4-2 管理運営体制が整備され、機能していること。</p> <p>4-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること。</p> <p>4-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、連携体制が確保されていること。</p> <p>4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること。</p>

基準4-1

【評価結果】基準4-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学校を設置する法人である国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）の財務諸表が、高専機構のウェブサイトで公表されている。

会計監査については、国立高等専門学校間の相互会計内部監査及び内部監査が実施されている。

当校を設置する高専機構の過去5年間の財務状況は、適切な状況であり、過大な支出超過となっていない。

基準4-2

【評価結果】基準4-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学校の管理運営体制に関して運営会議規則が整備されているとともに、運営会議が設置され、学校の管理運営体制として適切な規模と機能を有している。

また、校長、副校長、主事等の役割分担が明確となっている。

責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制が危機管理規則に基づき整備され、危機管理基本マニュアルが整備されている。これらに基づき毎年度、防災訓練を行うなど、危機に備えた活動が行われている。

教員に対して研究の水準の維持向上及び活性化を図るため、学位取得に関する支援、教員表彰制度、校長裁量経費等の予算配分、他の高等教育機関・研究機関との人事交流等の措置が講じられている。

研究を促進するため、研究・地域連携委員会規則、地域創生テクノセンター利用細則及び未来創造ラボラトリー運営細則が整備され、研究施設・設備を有効に活用する工夫に努めている。

また、外部の財務資源を積極的に受け入れる取組として、学内ポータルサイトでの研究助成等公募情報の周知、科研費準備研究費の補助等が行われている。

なお、教員・研究に携わる職員に対して研究倫理に関する必要な研修等を実施する体制として研究・地域連携委員会が設置されており、令和6年度においては研究倫理に関する教育が実施されているほか、研究活動及び公的研究費の運営・管理に関する誓約書の提出が実施されている。また、本科生には授業科目「工学基礎Ⅰ」、「工学基礎Ⅱ」、専攻科生には授業科目「工学倫理」でそれぞれ研究倫理に関する教育が実施されている。

これらの取組により、活発に共同研究・受託研究・技術相談が行われているなど、持続的な研究成果が創出されている。

地域貢献活動・地域との連携による活動に係る計画が策定され、改善を図るための体制が研究・地域連携委員会規則に基づき整備されている。

また、外部の教育・研究資源を活用のための取組として、静岡大学、日本大学国際関係学部、国立遺伝学研究所との協定が締結されているほか、国立高専機構による「企業との共同教育に関する事業」の拠点校として令和2年度から指定を受け、学生や教職員向けの教育プログラムや技術講習会等が実施され、オムロン等の地域企業とも連携し、最先端技術を高専教育に取り入れる取組が実施されている。

これらの取組により、専攻科医療コース実験では医療機関からのニーズを解決する取組等の優れた成果が上げられている。

【優れた点】

- 未来創造ラボラトリーの設置による地域の新産業で活躍する人財育成と地域産業振興の核となる中小企業の研究開発・人財育成を促進しており、また地域協力による「専攻科実験」を実施し、人財育成に努めている。加えて、「静岡県東部テクノフォーラム in 沼津高専」を継続的に実施し、地域と連携した活動に活発に取り組んでいる。(観点4-2-④)

基準4-3

【評価結果】 基準4-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営を円滑に行うための事務組織が事務組織規程に基づき整備され、適切な規模と機能を有している。

管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント、以下「SD」という。）がFD・SDに関する内規に基づき、組織的に行われている。令和6年度においては、新任教職員オリエンテーション及び科学研究費助成事業説明会が実施されているとともに、外部機関が実施する全国学生相談研修会及び東海地区国立大学法人等中堅職員研修などに教員・職員を参加させている。

基準4-4

【評価結果】 基準4-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員と事務職員等の適切な役割分担の下、運営会議が設置され、必要な連携体制が整備されている。

基準4-5

【評価結果】 基準4-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む学校における教育研究活動等の状況についての情報が、当校ウェブサイトで公表されている。

領域5 準学士課程の教育活動の状況

基準

- 5-1 DPが具体的かつ明確であること。
- 5-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること。
- 5-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること。
- 5-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること。
- 5-5 適切な履修指導、支援が行われていること。
- 5-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。
- 5-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な卒業判定が実施されていること。
- 5-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること。
- 5-9 APが具体的かつ明確であること。
- 5-10 学生の受入れが適切に実施されていること。
- 5-11 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること。

基準5-1

【評価結果】基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

DPは、準学士課程全体及び各学科の目的と整合性を有しているとともに、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、養成しようとする人材像が含まれており、学校の目的を踏まえ、具体的かつ明確に定められている

基準5-2

【評価結果】基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

CPは、「どのような教育課程を編成するか」、「どのような教育内容・方法を実施するか」、「学習成果をどのように評価するか」が含まれており、明確かつ具体的に示されている。また、CPはDPと整合性を有している。

基準5-3

【評価結果】基準5-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

CPを踏まえ、1年次から5年次までの各授業科目と対応付けた科目配置群が作成されており、適切な授業科目が体系的に配置されている。

また、一般教育の充実が配慮されている。

進級に関する規程として、学業成績評価並びに進級・卒業認定等に関する規則が整備されている。

創造力を育む教育方法の工夫として、4年次に全学科共通の授業科目として「社会と工学」が開講されており、PBL型授業を実施することで、学生の創造力を育成している。学生は、地域社会が抱える課題を、5学科からなる混成チームで見出し、発明原理の手法を用いて、工学的観点からの解決策を提案している。

実践力を育む教育方法の工夫として、各学科の専門に基づいたPBL型授業を通じて、学生の実践力を育成している。単位数や対象学年は異なるものの、すべての学科において、実務に役立つ知識とスキルの修得を目的に、これまでに学んだ専門知識を活用してグループごとに課題解決に取り組み、その成果を発表している。

起業に関する知見を修得するため、5年次に開講する「社会と産業」で全学科の学生に対してスタートアップ教育を実施している。

学生の国際性を涵養するための教育プログラムとして、夏季海外異文化体験プログラム、国内グローバル研修、春季海外語学研修プログラムを実施している。これらの取組の結果、令和6年度の海外プログラム参加者は31人、国内研修者は60人となっている。

【優れた点】

- 4年次の学科共通科目「社会と工学」ではPBL型授業を実施し、地域社会が抱える問題・課題を見出し、問題点について工学的な問題解決方法を提案しており、起業家マインド醸成に結び付く取組である。これを踏まえ、5年次の「社会と産業」では、全学科の学生に対してスタートアップ教育を実施し、学生7人が起業するに至っている。(観点5-3-②)

基準5-4

【評価結果】 基準5-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

1年間の授業を行う期間は、定期試験の期間を含め35週が確保されている。
特別活動が90単位時間以上実施されている。

基準5-5

【評価結果】 基準5-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、他学科授業科目の履修の認定、インターンシップによる単位認定、専攻科課程教育との連携、資格取得に関する教育、他の高等教育機関との単位互換が行われている。

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、学則に定められ、法令に従い取り扱われており、単位互換授業「ふじのくに学」が毎年度実施されている。

教育を実施する上でのガイダンスが、学科生、編入学生、留学生、障害のある学生に対して、実施されている。

学生の自主的学習を支援するため、担任制・指導教員制、オフィスアワー、対面型の相談受付体制、ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステム、資格試験・検定試験等の支援体制、外国への留

学に関する支援体制が整備されている。学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任・指導教員による意見聴取、意見投書箱の設置、アンケート結果を踏まえたより学習の必要な学生への指導助言が行われている。

学生が海外で学習する機会を提供する体制として国際室が設置され、提供された機会を利用し、令和6年度においては、31人の学生が海外で学習しており、有効に活用されている。また、学生が海外で学習することを支援するため、参加費の補助が実施されている。

基準5-6

【評価結果】基準5-6を満たしていない。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価や単位認定に関する基準が、CPに基づき学則及び学業成績評価並びに進級・卒業認定等に関する規則に定められ、各授業科目の成績評価等を適切に行う体制は整備されている。

学修単位科目における授業時間外の学修の評価について、授業時間外の学修についての評価がシラバスに記載され、授業アンケート及び授業改善報告書により学校としてその評価を把握している。

しかし、一部の学修単位科目において、授業時間外の学修についての評価が適切に行われていない。

なお、一部の授業科目において対面授業時間に関するシラバスの記載に誤りがあったが、記載誤りを確認後、学生に説明するとともに、シラバスを修正している。

成績評価や単位認定に関する基準が、学生便覧により学生に周知されている。

また、追試験、再試験、再評価（単位追認試験）の成績評価方法として学業成績評価並びに進級・卒業認定等に関する規則が定められている。

成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校として、成績評価の妥当性の事後チェック（シラバスどおりに成績評価が行われていることの確認）、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックが行われている。しかし、一部の授業科目において、レポート提出・小テスト受験をしていない学生の成績評価が適切に行われていない。

成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会が、学業成績評価並びに進級・卒業認定等に関する規則に定められている。

【改善を要する点】

- 一部の学修単位科目において、授業時間外の学修についての評価が適切に行われていない。（観点5-6-①）
- 一部の授業科目において、レポート提出・小テスト受験をしていない学生の成績評価が適切に行われていない。（観点5-6-③）

基準5-7

【評価結果】基準5-7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

卒業認定基準が、DPに従って学則及び学業成績評価並びに進級・卒業認定等に関する規則に定められ、

設置基準が定める要件と整合しており、学生便覧により学生に周知されている。

卒業認定基準に基づき、教員会議において卒業認定が行われている。

基準5-8

【評価結果】基準5-8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

DPに沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制が自己点検・評価に関する基本方針及び教務委員会規則に基づき整備され、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、卒業時の学生、卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生、就職先等からの意見聴取の結果に基づいて、アンケートの取組により学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

卒業時の学生については、令和6年度卒業生アンケートが行われ、その結果を審議する取組が行われている。なお、自己評価書提出時点では、卒業生から聴取した意見への対応について、担当委員会で審議・承認し、上部委員会に報告し審議・承認されていなかったが、令和7年12月までに担当委員会で審議・承認し、上部委員会に報告し審議・承認されている。

卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生については、令和5年度に令和元年度卒業生へのDPアンケートが行われており、その結果を把握・評価する取組が行われている。

就職先・進学先については、令和5年度に就職先・進学先アンケートが行われており、その結果を把握・評価する取組が行われている。

基準5-9

【評価結果】基準5-9を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

APは、「入学者選抜の基本方針」、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を含み、学校及び学科の目的、DP、CPを踏まえ、明確に定められている。

基準5-10

【評価結果】基準5-10を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

APの「入学者選抜の基本方針」に沿った適切な入学者選抜方法が定められている。

推薦選抜においては、調査書、面接により、学力選抜においては、学力検査、調査書により、帰国生徒学力選抜においては、学力検査、調査書、面接により、編入学選抜においては、学力検査、調査書、面接により合否が判定されている。

また、入学者選抜方法に基づき、適切な体制の下、学生の受入れが公正に実施されている。

APに沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制が入試室規則に基づき整備されている。

検証の結果、入学者選抜方法については改善を要しないと判断している。

基準5-11

【評価結果】基準5-11を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として運営会議が整備されている。

当校における令和3年度から令和7年度の5年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

領域6 専攻科課程の教育活動の状況
<p>基準</p> <p>6-1 DPが具体的かつ明確であること。</p> <p>6-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること。</p> <p>6-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること。</p> <p>6-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること。</p> <p>6-5 適切な履修指導、支援が行われていること。</p> <p>6-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。</p> <p>6-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な修了判定が実施されていること。</p> <p>6-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること。</p> <p>6-9 APが具体的かつ明確であること。</p> <p>6-10 学生の受入れが適切に実施されていること。</p> <p>6-11 実入学者数が適切な数となっていること。</p>

基準6-1

【評価結果】基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

DPは、専攻科課程の目的と整合性を有しているとともに、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、養成しようとする人材像が含まれており、学校の目的を踏まえ、具体的かつ明確に定められている。

基準6-2

【評価結果】基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

CPは、「どのような教育課程を編成するか」、「どのような教育内容・方法を実施するか」、「学習成果をどのように評価するか」が含まれており、明確かつ具体的に示されている。また、CPはDPと整合性を有している。

基準6-3

【評価結果】基準6-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、JABEE認定プログラムの認定を受けており、その際に、CPを踏まえ、適切な授業科目が体系的に配置されていること、専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携及び準学士課程の教育からの発展等を考慮したものとなっていることが確認されている。

創造力を育む教育方法の工夫として、医療福祉機器開発工学コース1年次を対象に「専攻科実験」を開講しており、学外の企業団体とともに医療機関からのニーズを解決する取組を行っている。

実践力を育む教育方法の工夫として、環境エネルギーコース1年次を対象に「学外実習」を開講しており、専攻科実験で取り組んでいる内容を継続するために協力企業団体に所属している企業へのインターンシップを行い継続した開発が可能となっている。

基準6-4

【評価結果】基準6-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

1年間の授業を行う期間は、定期試験の期間を含め35週が確保されている。

当校の専攻科は、JABEE認定プログラムの認定を受けており、その際に、CPに照らしてバランスのとれた授業形態が採用されていること、教育内容に応じた学習指導上の工夫が行われていること、適切にシラバスが作成されていること、CPに基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていることが確認されている。

基準6-5

【評価結果】基準6-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育課程の編成及び授業科目の内容について、他コースの授業科目の履修の認定、インターンシップによる単位認定、準学士課程教育との連携、他の高等教育機関との単位互換が行われている。

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、沼津工業高等専門学校と豊橋技術科学大学における連携教育プログラムの実施に関する規則及び専攻科の大学等における修得単位認定に関する規程に定められ、法令に従い取り扱われている。

履修指導のガイダンスが、専攻科生、留学生、障害のある学生に対して、実施されている。

学生の自主的学習を支援するため、担任・指導教員、オフィスアワー、対面型の相談受付体制等が整備されている。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任・指導教員による意見聴取、意見投書箱の設置が行われている。

学生が海外で学習する機会を提供する体制として国際室が設置され、学習機会が提供されている。

基準6-6

【評価結果】基準6-6を満たしていない。

【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、JABEE認定プログラムの認定を受けており、その際に、成績評価や単位認定に関する基準が、CPに基づき組織として策定され、各授業科目の成績評価等が適切に行われていることが確認されている。

成績評価や単位認定に関する基準が、学生便覧により学生に周知されている。

また、追試験の成績評価の方法として専攻科の授業科目の履修等に関する規則が定められている。

成績評価や単位認定の客観性・厳格性を担保するため、学校として、成績評価の妥当性の事後チェック

(シラバスどおりに成績評価が行われていることの確認)、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックが専攻科運営委員会報告にとどまっておらず、十分に検討・審議されているとはいえない。

成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会が、専攻科の授業科目の履修等に関する規則に定められている。

【改善を要する点】

- 成績評価資料の事後確認が十分に行われていない。(観点6-6-③)

基準6-7

【評価結果】 基準6-7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、JABEE認定プログラムの認定を受けており、その際に、修了認定基準を、DPに従って組織として策定されている。

修了認定基準が、学生便覧により学生に周知されている。

修了認定基準に基づき、専攻科運営委員会において修了認定が行われている。

基準6-8

【評価結果】 基準6-8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

DPに沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制が自己点検・評価に関する基本方針及び専攻科運営委員会規則に基づき整備されている。

修了時の学生については、令和6年度に修了生アンケートが行われ、その結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。なお、自己評価書提出時点では、修了生から聴取した意見への対応について、担当委員会で審議・承認し、上部委員会に報告し審議・承認されていなかったが、令和7年12月までに担当委員会で審議・承認し、上部委員会に報告し審議・承認されている。

修了後一定期間の就業経験等を経た修了生については、令和5年度にDPアンケートが行われ、その結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

修了生の就職先・進学先については、令和5年度にDPアンケートが行われ、その結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

基準6-9

【評価結果】 基準6-9を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

APは、「入学者選抜の基本方針」、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を含み、学校及び専攻科目的、DP、CPを踏まえ、明確に定められている。

基準6-10

【評価結果】基準6-10を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

A Pの「入学者選抜の基本方針」に沿った適切な入学者選抜方法が定められている。

推薦選抜においては、成績証明書及び面接を総合して、学力選抜においては、学力検査、成績証明書、面接及びTOE I Cスコアを総合して、合否が判定されている。

入学者選抜方法に基づき、適切な体制の下、学生の受入れが公正に実施されている。

A Pに沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制が自己点検・評価に関する基本方針に基づき整備され、検証結果を基に改善する体制が入試室規則に基づき整備されている。

検証の結果、令和7年度専攻科学力選抜における合格候補者がA Pへの適合性を有することの確認、及び令和8年度専攻科学生募集要項で受験生が自己申告書記載時にA Pへの意識を促すことの改善が行われている。

基準6-11

【評価結果】基準6-11を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入試室規則が整備されている。

当校における令和3年度から令和7年度の5年間の専攻科課程全体の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。